

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

岡山国民年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの期間及び40年7月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年9月まで
② 昭和40年7月から41年3月まで

妻（死亡）の申立期間の国民年金保険料が特例納付により納付されたことを社会保険事務所からの回答により知った。

私は、家計のすべてを妻に任せていたため、私自身の国民年金保険料の納付方法等を詳しく知らないが、人生を一緒に歩み、苦楽をともにしてきた妻が自分の国民年金保険料のみを納付し、私の保険料を納付していないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、すべて納付されており、それを納付していたとする申立人の妻は、国民年金加入期間に係る国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の妻は、申立期間に係る妻自身の国民年金保険料を第1回目の特例納付により納付しており、申立人もその妻と同様に、申立期間に係る保険料について、第1回目の特例納付に係る納付勧奨が行われていたことが特殊台帳により確認できる。

さらに、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出され、両人の国民年金保険料は基本的に夫婦一緒に納付されていたことが納付記録から推察されることを踏まえると、申立内容に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和40年9月から同年12月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで
④ 昭和54年10月から平成5年11月まで

申立期間①及び②については、父が納付組合を通じてすべての期間の国民年金保険料を納付してくれているはずである。

申立期間③については、その前後の期間は付加保険料を納付しており、父が定額保険料及び付加保険料を納付していないとは考えられない。

申立期間④については、定額保険料は納付されており、父は、以前、「付加保険料も掛けておいた方がよい」と言っていたので、付加保険料を納付してくれていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、i) 申立人が昭和47年10月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した以後において、国民年金への切替手続きが適時に行われたと推察されること、ii) 同期間は、3か月と短期間であり、その前後の期間について付加保険料を含む国民年金保険料が納付されていること、iii) 同期間以降の国民年金加入期間に係る保険料はすべて納付されていることを踏まえると、申立内容に不自然さはみられない。

2 一方、申立期間①及び②については、申立人とその妻は、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、i) 高齢により申立人から事情聴取はできない上、申立人の妻も申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付について、申立人の父親から具体的に聞いていないこと、ii) 申立人は、その父親が申立人とその妻の

国民年金保険料を一緒に納付組織を通じて納付していたと主張しているが、申立期間①直後の昭和40年4月から同年8月までの国民年金保険料は、納付組織が収納できない過年度保険料として納付されていること、iii) 申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者部落別検認状況一覧表等から、申立人の国民年金保険料は納付されていないことが確認できること等を踏まえると、申立期間①及び②に係る申立人の国民年金保険料が納付されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間④については、同期間は170か月と長期間であり、この長期にわたって付加保険料が納付されながら行政側の記録管理にミスが起り続けたとは考え難い上、申立人は昭和54年10月になされた申立人の国民年金の加入手続に関与しておらず、付加保険料の納付に係る申出の状況は不明である。また、申立人がこの期間に付加保険料を納付していたことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年6月まで
私の国民年金保険料を納付してくれていた亡父は、国民年金保険料を納付することは国民の義務だと常々言っていたので、私の国民年金保険料に未納があるとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年4月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部(昭和36年8月から同年12月まで)の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の申立期間直後の昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料は39年9月25日に過年度納付されており、この過年度納付が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から同年 8 月 25 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 5 日から 42 年 3 月 20 日まで

昭和 34 年 8 月から 42 年 3 月までの厚生年金保険被保険者期間(72 月)について、42 年 6 月に脱退手当金が支給されていることになっているが、当時、私は出産直後で小さな子供を抱えており、脱退手当金を請求できるような状況では無く、脱退手当金を受け取った覚えもない。申立期間前に勤めていた事業所では脱退手当金を受給した記憶があるが、申立期間については請求した覚えがないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、昭和 42 年 6 月、申立人に対し、申立期間前の事業所に係る厚生年金保険被保険者期間(46 月)を申立期間と合算して脱退手当金が支給されている。申立人は、申立期間前に勤務した期間について、脱退手当金を受給したと主張しているが、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間のみを支給期間とする脱退手当金の支給記録が無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情も無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人が最後に勤務した事業所に係る被保険者原票には脱退手当金が支給されたこと意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録上、同一の被保険者台帳記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給された脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後(昭和 42 年 6 月 9 日)に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所を退職した後、昭和 61 年 4 月に国民年金第三号被保険者として国民年金に加入するまで国民年金への加入手続を行っておらず、年金に対する意識が高かったものとは考え難い上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見

当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 2 日から 38 年 1 月 19 日まで
年金受給手続きを行い社会保険事務所に向いた際、申立期間について、脱退手当金が支給されていると言われたが、私は脱退手当金を請求した記憶も無く、受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所に係る申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和38年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和38年1月19日の前後の約2年間に資格喪失した8名(女性)のうち、6名には脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち5名は被保険者資格喪失日の約2か月後ないし6か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人の同僚が、「当時の庶務担当者から、皆、脱退手当金をもらっていると言われ、私も脱退手当金の請求手続きを行うよう依頼した」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和58年12月26日から59年1月1日まで

申立期間①については、A事業所に昭和38年8月31日まで勤務し、同日に給料をもらって退職したが、社会保険庁の記録では同年8月31日が厚生年金保険の被保険者資格の喪失日とされ、同年8月の加入記録が無い。

申立期間②については、B事業所に昭和58年12月30日まで勤務し、同月に係る25日までの給料と同月26日から30日までの賃金をもらって退職したことを記憶しているが、社会保険庁の記録では同年12月26日が厚生年金保険の被保険者資格の喪失日とされ、同年12月の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の元同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間における厚生年金保険料の控除について、申立人には具体的な記憶は無く、元同僚からも証言が得られない上、A事業所は平成10年3月31日に解散し、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立てに係る事実を確認できる資料等も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、B事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和58年12月26日と記載されているとともに、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所での離職日は同年12月25日と記録されており、両方の記録が一致している。

また、社会保険事務所の記録により、申立人はB事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和58年12月26日から政府管掌健康保険の

任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 2 月 1 日まで
昭和 29 年 4 月 1 日に A 事業所に入社し、33 年 5 月末に退職するまで倉庫係として勤務した。入社面談の時に、「我が社は社会保険については充実している。」と言われた記憶が有るので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容等に関する具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の元同僚は、「当時、会社は、採用してすぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言するとともに、その元同僚自身も A 事業所に採用された日の数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同事業所においては、必ずしも採用した日をもって従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推測できる。

また、A 事業所の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時における厚生年金保険の加入手続等は不明である上、人事記録等申立てに関する事実を確認できる資料等も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。